

今回は、「在宅医療とは」というテーマでお伝えします。

在宅医療とは、医師が在宅療養支援診療所として登録した診療所を拠点に、計画的に患者の自宅に出向き治療を行うものです。また、看護師や薬剤師などの専門職が自宅で看ることもあります。よく聞かれる往診は、容態が悪くなった際に緊急に出かけるものです。

これらは、入院による医療費の負担増対応や、患者が住み慣れた自宅で余生を過ごしたいということで、'06年間に制度が発足しました。

男の介護

在宅医療
とはかしこい有料老
人ホームの選択認知症との
関わり病院退院後
の行き場所エンディング
ノートとは

在宅医療は、高齢で通院できない人、また、病状が比較的安定している人などが対象で、しかも、自宅にて、介護できる人の存在があること等が条件となっていますので、誰でもが受けられるものではありません。

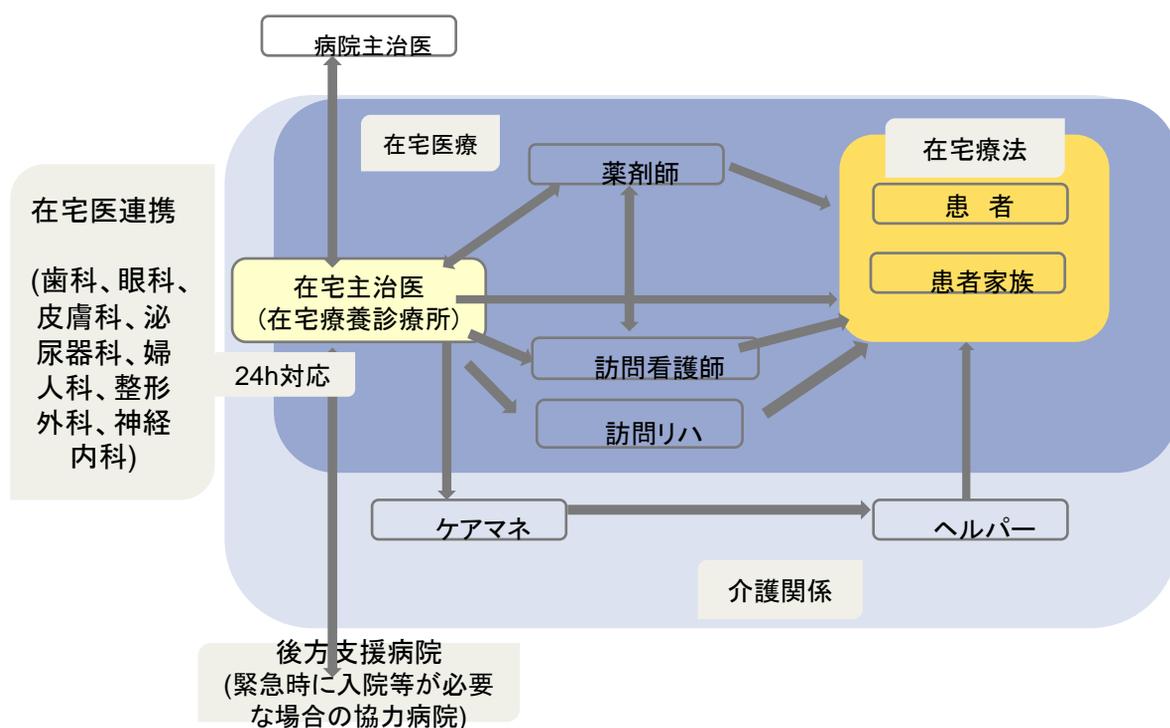
■在宅医療の三分野

- ・ 高齢者の看護や介護が中心（通院できない人）
- ・ 患者などが自ら医療技術を用いる在宅医療（比較的安定している）
- ・ 末期がん患者などに対する在宅末期医療

■在宅医療の条件（在宅で過ごすことのできる条件）

- ・ 本人と家族が在宅での生活を切望している
- ・ 実働できる介護力があること（実際に日常的に面倒看ることが必要となるからです）
- ・ 安心できる医療体制があること（在宅医療体制や福祉サービス等の支援）

在宅療養診療の連携体制イメージ図（現実の連携はまだ少ない）



●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7
TEL:045-924-1777 http://www.kitawel.com